

年 月 日

同意書

豊前市産後ケア事業を利用するにあたり、以下の内容に同意します。

住所:豊前市

氏名:

電話番号:

1. 事業を利用する年の1月1日の住所が豊前市以外の場合の自己負担額について

- ① 豊前市産後ケア事業を利用するにあたり、利用申請書に実施要綱第6条第1項第1号に定める課税状況を証明する書類を添付することができない場合は、産後ケア事業利用後産科医療機関を退院するとき(退院日が土曜日・日曜日・祝日の場合は直前の開庁日)までに、当該書類を豊前市に提出すること。
- ② 産科医療機関退院までに当該書類を提出することができず、課税状況の確認が困難な場合は、事業利用にかかる自己負担額は、実施要綱別表に掲げる最高額により計算された額を利用した産科医療機関に支払うこと。
- ③ 上記②の場合において、利用期間の初日の属する月の翌日20日(20日が土曜日・日曜日・祝日の場合は直前の開庁日)までに当該書類を豊前市に提出し、課税状況の確認の結果自己負担額に差額が生じた場合は、利用申請者の責任において、利用した産科医療機関から差額分の還付を受けること。ただし、この場合において、当該書類を豊前市に提出した日から起算して30日を経過後は還付を受けることができない。

2. 事故発生時の対応について

- ① 豊前市産後ケア事業の利用時に何らかの事故が発生した場合には、事業の実施主体である豊前市と事故対応について誠実に協議すること。
- ② 豊前市からの事業受託者である産科医療機関には、当該医療機関の故意又は重大な過失である場合を除き、事故についての責任や補償は一切求めないこと。